

## 八戸市法定外公共物占用料等（令和6年4月1日より）

認定外道路の敷地に工作物を設け、継続して使用するために占用する場合の占用料は道路占用料の額に準拠します。例）電柱、電線、給水管、下水管、ガス管など  
上記以外の場合、法定外公共物の占用料等は以下の通りです。

区分		金額	
土地占用料	物置場及び物干場	1平方メートルにつき	年額 45円
	橋及び栈橋	1平方メートルにつき	年額 45円
	建物敷地	1平方メートルにつき	年額 115円
	軌道等	1平方メートルにつき	年額 50円
	電柱、電線その他これらに類する工作物	電柱、電線その他これらに類する工作物に係る道路の占用料の額として八戸市道路占用料徴収条例第2条第1項の規定の例により算出される額	
	水管、下水道管、ガス管その他これらに類する工作物	水管、下水道管、ガス管その他これらに類する工作物に係る道路の占用料の額として八戸市道路占用料徴収条例第2条第1項の規定の例により算出される額	
	養魚場	1アールにつき	年額 50円
	草刈場	1アールにつき	年額 70円
	放牧場	1アールにつき	年額 70円
	田地	1アールにつき	年額 230円
	畑地	1アールにつき	年額 150円
	果樹園	1アールにつき	年額 305円
	貸しボート等による水面使用	1アールにつき	年額 45円
	ゴルフ場	1アールにつき	年額 130円
その他の占用	1平方メートルにつき	年額 45円	
流水占用料	工業又は鉱業用水利使用	使用数量毎秒0.001立方メートルにつき	年額 1,923円
	その他の水利使用	使用数量毎秒0.001立方メートルにつき	年額 140円
土石その他の河川産出物採取料	砂利	1立方メートルにつき	163円
	砂	1立方メートルにつき	110円
	玉石	1立方メートルにつき	225円
	切込砂利	1立方メートルにつき	163円
	土砂	1立方メートルにつき	86円
	転石	1個につき	110円
	切石	1切につき	110円
	かや	151.5センチメートル縄締めのもの1束につき	30円
	竹木	1立方メートルにつき	時価を考慮してそのつど評定する額
	埋もれ木	1立方メートルにつき	時価を考慮してそのつど評定する額

## 備考

- 1 占用料等が年額で定められているものについて、占用等の期間（占用等の期間が2年度以上にわたるときは、各年度の占用等の期間とする。以下この号において同じ。）が1年に満たないとき、又は占用等の期間に1年に満たない端数があるときは、その全期間又は端数部分について月割りで計算する。この場合において、1月未満の日数は、1月とする。
- 2 占用面積が1平方メートル若しくは1アールに満たないとき、又は占用面積に1平方メートル若しくは1アールに満たない端数があるときは、その総面積又は端数部分について1平方メートル又は1アールとして計算する。
- 3 占用物件の延長が1メートルに満たないとき、又は占用物件の延長に1メートルに満たない端数があるときは、その総延長又は端数部分について1メートルとして計算する。
- 4 流水の占有量が0.001立方メートルに満たないとき、又は流水の占有量に0.001立方メートルに満たない端数があるときは、その総量又は端数部分について0.001立方メートルとして計算する。
- 5 土石その他の河川産出物の採取量が1立方メートルに満たないとき、又は土石その他の河川産出物の採取量に1立方メートルに満たない端数があるときは、その総量又は端数部分について1立方メートルとして計算する。
- 6 占用の期間が1月に満たない場合の土地占用料の額は、この表の規定により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。
- 7 1件の占用料等の額が100円に満たない場合の占用料等の額は、100円とする。